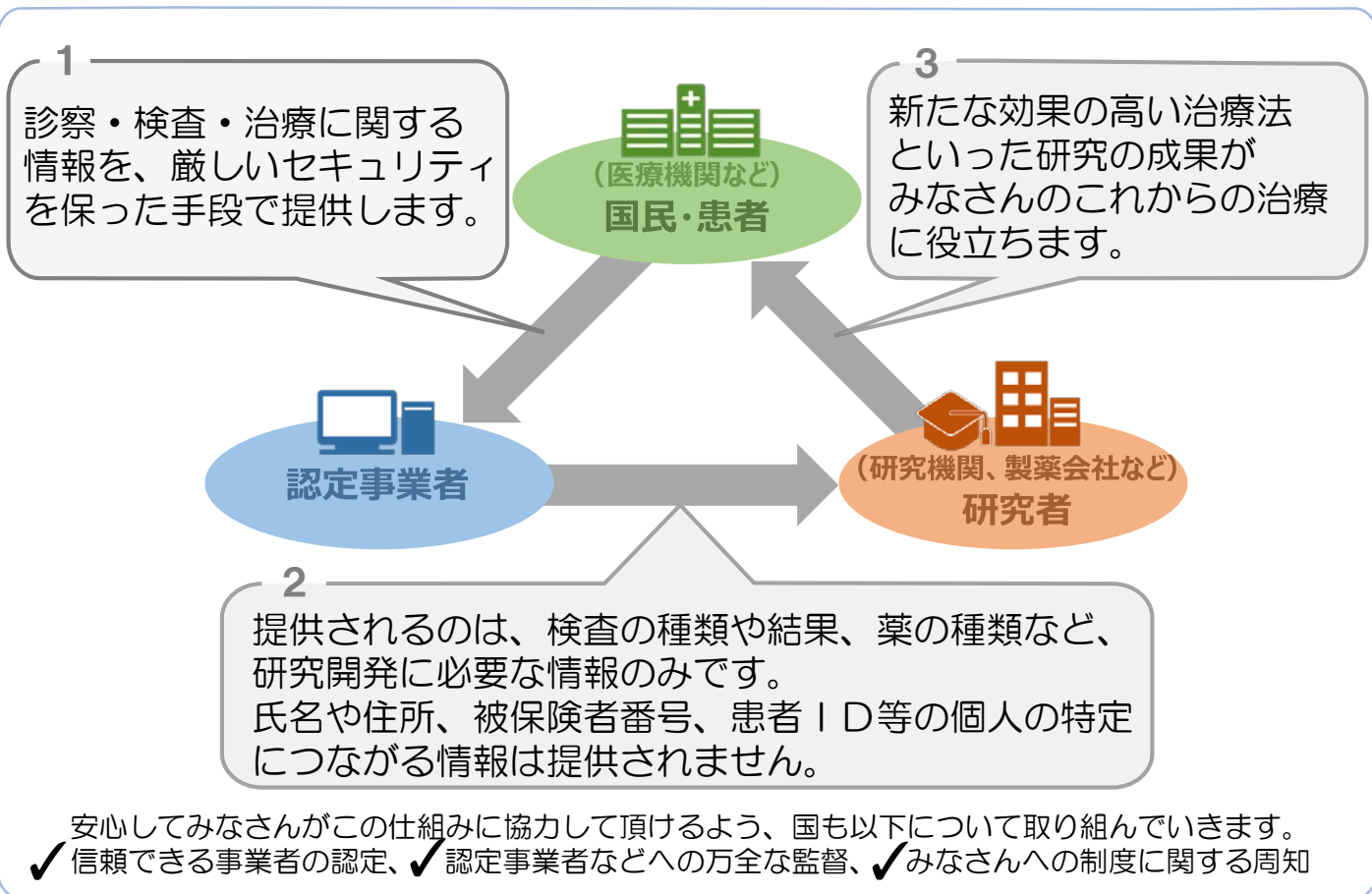


明日の医療をあなたの診療記録でつくります

<制度の内容>

- 新しい治療法や薬に関する研究などに役立て、みなさんがよりよい医療を将来受けられるようにするため、みなさんが受診された医療機関等を通して医療情報を国が認定した事業者提供致します。
- この認定事業者は、お名前やご住所といった情報を削除するなど、患者ご本人が特定されないように医療情報の加工を行い、研究者などに提供します。
- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。（なお、国は、提供を拒否してもみなさんの治療への影響がないように制度運用を行ってまいります。）



<次世代医療基盤法に関するお問い合わせ先>

内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室
次世代医療基盤法担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎4F
電話番号 03-3539-2544 (直通)